

平成28年度 東北大学金属材料研究所 研究部共同研究募集要項

1. 研究部共同研究の趣旨と募集内容

東北大学金属材料研究所（以下「本研究所」という。）は、1987年に全国共同利用研究所に改組され、以来、全国の大学・研究機関の研究者の皆様に本所の特殊な設備、独自の装置や独創的な物質・材料を一定の条件で開放・提供し、わが国の先端物質・材料研究の活性化を図り、有益な成果を創出する使命を担ってまいりました。さらに、平成22年4月より「材料科学共同利用・共同研究拠点」として採択され、全国共同利用・共同研究の遂行を通じ、材料科学研究の発展に貢献すべき使命がますます大きくなりました。同時に、社会のニーズに基づく研究者コミュニティの要請に柔軟に即応し、さらに国内外に開かれた材料科学分野における世界的な研究交流の中核としての責務を果たしてまいります。

この共同利用・共同研究を平成28年度も実施いたします。そこで、研究者の皆様の独創的な発想や優れた研究成果に基づいた研究を、本研究所教員との共同研究として実施・展開する企画・提案を広く募集します。

研究部共同研究は、本研究所外の研究者と本研究所の教員から構成される組織により本研究所の設備、データ等を利用して行う共同研究です。

なお、本研究所の計算材料科学センターのスーパーコンピューターを利用して共同研究を行うことも可能です。スーパーコンピューターを利用する共同研究の場合は、その旨およびスーパーコンピューター希望利用時間を申請書に記入し、スーパーコンピューター利用申請書も提出してください。

共同研究には、以下の種目があります。

a) 重点研究

特に重要な独創的・先駆的研究（所要経費の総額：50万円以上200万円以内）

b) 一般研究

将来重点研究に発展する可能性がある研究、もしくは意義ある成果が期待できる研究（所要経費の総額：30万円以内）

c) 若手萌芽研究

若手研究者個人（申請代表者はH28.4.1現在37歳以下）を主体とした萌芽的研究（所要経費の総額：30万円以内）

d) ワークショップ開催

最新の重要な研究課題について、研究成果の迅速な公開・討論を行うための研究会を本研究所において開催（所要経費総額：200万円以内）

また、平成28年4月以降研究期間が始まった後に、緊急を要する研究課題等が生じた場合、「**緊急課題研究**」として受け付けます。本研究所事務担当ないし研究部門担当教員にご相談ください。

なお、

- (1) 上記全ての研究種目を通じ、同一の研究者が研究代表者として申請できる件数は1件（課題）のみです。
- (2) 「ワークショップ開催」の申請件数は本研究所の各受入研究部門で1件までとします。なお、「ワークショップ開催」には、本研究所の教員も応募が可能です。
- (3) 「重点研究」の申請件数は「ワークショップ開催」と併せて本研究所の各受入研究部門で1件ないし2件とします。
- (4) 「若手萌芽研究」では優秀な研究成果を上げた2件程度の研究課題について表彰します。
- (5) 研究経費は、以下の課題審査や研究実施状況、成果等に基づいて調整することがあります。

- (6)本研究所利用の大学院生および学部生（高等専門学校にあっては専攻科学生）は、学生教育研究災害障害保険への加入をお願いします。
- (7)採択後、申請代表者は本申請課題の遂行に責務を果たして下さい。

2. 申請資格者

- (1) 本共同研究には国立大学法人・公・私立大学および高等専門学校ならびに独立行政法人・国立研究開発法人・特殊法人および国公立の研究機関に属する常勤の研究者が研究代表者として申請できます。また、日本学術振興会特別研究員（SPD・PD・RPD）の申請も可能です。申請にあたっては、特別研究員遵守事項も確認してください（研究機関との雇用関係は求めません）。
- (2) 研究組織の中に分担者として教職員、大学院生ならびに学部生（高等専門学校にあっては専攻科学生、指導教員が明確なこと）を含むことができます。なお、「若手萌芽研究」の分担者は37歳以下の研究者および大学院生または学部生（高等専門学校にあっては専攻科学生）に限ります。

3. 申請方法

- (1) 本研究所 web システム（共同利用 web システム）を利用した電子申請です。下記ホームページよりお申込みください。（共同利用 web システムログイン HOME <http://imr-kyodo.imr.tohoku.ac.jp/>）
- (2) 本研究所の各研究部門名・所属教員名・研究の概要等は本研究所ホームページをご参照ください。なお、ご不明な点については総務課研究協力係（5. 共同研究承諾書提出先 参照）へお問い合わせください。（本研究所ホームページ <http://www.imr.tohoku.ac.jp/>）
- (3) 申請書等の締切は下記のとおりとなります。
- ① 申請書 申請期限 平成27年12月7日（月）（期限厳守）
（本研究所 web システムから電子申請）
- ② 共同研究承諾書（別紙） 提出期限 平成28年4月8日（金）（期限厳守）
（採択後、所属長印を押印したものを郵送または持参にて提出）
- (4) 英語による申請も可能です。
- (5) スーパーコンピュータのご利用にあたっては、上記課題申請に加え、さらに本研究所・計算材料学センターに利用申請書をご提出いただく必要があります。

詳細は下記計算材料学センターホームページをご参照ください。

<http://www-lab.imr.edu/~ccms/Jpn/>

4. 研究期間

研究期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までです。同一の研究課題で継続する場合の研究期間は、研究開始の年度を含めて3年以内です。

5. 共同研究承諾書提出先

〒980-8577 仙台市青葉区片平二丁目1-1
東北大学金属材料研究所 総務課 研究協力係
電 話 022-215-2183
F A X 022-215-2184
E-mail imrkyodo@imr.tohoku.ac.jp

6. 採 否

採否は、1申請課題について3人以上のレフリーで審査し、その審査結果をもとに担当委員会等において審議・決定します。継続課題の審査には、旅費の執行率の他、過去の採択課題に関する研究成果の登録状況が反映されることもありますので、研究成果については必ず共同利用 web システムから登録して下さい。（採択期間終了後でも成果登録は可能です。）採択結果は、平成28年3月下旬、申請者へ直接お知らせします。

7. 所要経費

共同研究に必要な国内旅費および消耗品費、その他の経費は、申請に基づき決定した予算の範囲内において本研究所が支出します。

この研究経費は、共同研究の趣旨に基づき、主として皆様が共同実験・研究の実施やワークショップ参加のために本研究所に来所されるための旅費として執行されます。そのため、「重点研究」および「ワークショップ開催」では、それ以外の消耗品費やその他の合計金額は申請金額の40%を超えることはできません。旅費を必要としない「重点研究」の申請については消耗品費、その他の経費の合計の申請額上限は20~80万円とします。

一般研究、若手萌芽研究でも同様ですが、やむを得ず40%を超える場合には、その理由を明記してください。旅費を必要としない申請については消耗品費、その他の経費の合計の申請額上限は12万円とします。

8. 共同研究報告書

採択課題の研究代表者は、平成29年4月7日(金)〔期限厳守〕までに、「共同研究報告書」および「研究成果確認票」を本研究所webシステムにて提出してください。

なお、「重点研究」及び「ワークショップ開催」に採択された課題については、平成28年12月下旬頃に研究部共同利用委員会(兼採択専門委員会)によるヒヤリングを行います。

9. 論文の提出その他

研究成果として発表した論文の別刷1部を「5. 申請書提出先」へ必ず提出してください。併せて本研究所webシステムへも登録ください。なお、論文においては「東北大学金属材料研究所における共同研究(課題番号)による」旨の謝辞等を記載されるようお願いいたします。

英文での参考として、次のような文例をあげておきます。

This work was performed under the Inter-University Cooperative Research Program of the Institute for Materials Research, Tohoku University (Proposal No. **K****).

また、本研究所附属施設等の英文名は、次のとおりです。

- 量子エネルギー材料科学国際研究センター
International Research Center for Nuclear Materials Science
- 新素材共同研究開発センター
Cooperative Research and Development Center for Advanced Materials
- 強磁場超伝導材料研究センター
High Field Laboratory for Superconducting Materials
- 計算材料学センター
Center for Computational Materials Science

10. 宿泊施設

共同研究者で宿泊を必要とする方は、本研究所の宿泊施設(シングル3室、ツイン2室:定員7名)を利用することができます。

その場合、本研究所の対応教員又は総務課研究協力係にお申し込みください。

なお、宿泊施設の詳細については下記より確認願います。

(共同研究等の手引 http://www-lab.imr.tohoku.ac.jp/~imrkyodo/tebiki/H28tebiki_20160301.pdf)

1 1. 知的財産権の取扱

東北大学共同研究取扱規程を準用します。

別紙（採択後に、共同利用 web システムにて作成してください。）

共同研究承諾書

（ 研究部共同研究 ）

国立大学法人東北大学
金属材料研究所長 殿

課題番号：
研究課題：

氏名	職名等	所属

上記の者が、共同研究者となることを承諾します。

平成 年 月 日

研究機関の長
所属・職・氏名

職印

上記の者のうち、学部生（高等専門学校にあっては専攻科学生）が共同研究者となることを承諾します。

指導教員：

印

- 注) 1. 「研究機関の長」とは、研究者が所属する研究機関の長で、大学にあっては学長、学部長、研究科長、研究所長を、高専にあっては校長を、独立行政法人・国立研究開発法人・特殊法人及び国公立の研究機関の研究機関にあっては機構長、理事長、センター長等を言います。
なお、大学院学生にあっては所属研究科長を、高専・専攻科学生にあっては校長を言います。
2. 共同研究者に学部生（高等専門学校にあっては専攻科学生）がいる場合は、該当する学生の指導教員の承諾が必要になります。